

株式会社科学計算総合研究所 組織規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社科学計算総合研究所 定款に定めるもののほか、株式会社科学計算総合研究所（以下、「当会社」とする）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織運用の原則)

第2条 組織の運用にあたっては、役員及び従業員は、定められた基本的な業務を忠実に遂行するとともに、相互に関連のある業務について重複又は間隙を生ぜしめることなく、関係各部署と十分協調し、その活動が効率的に行われるよう、進んで調整を図らなければならない。

(組織)

第3条 当会社の内部組織は、別図1のとおりとする。

(基盤研究部の事務分掌)

第4条 基盤研究部の事務分掌は、次のとおりとする。

- 一 中期計画に基づき研究活動を行うこと
- 二 研究計画及び研究予算等に関すること
- 三 研究活動の進捗管理及び庶務的事項に関すること
- 四 法人が開催する研究会・ワークショップ等の企画、実施及び運営に関すること
- 五 研究業績評価等に関すること
- 六 研究成果等の発信、広報活動に関すること
- 七 競争的資金に関すること
- 八 研究活動において必要となる調査・その他外部委託契約に関すること
- 九 その他、研究調整事務全般に関すること

(応用開発部の事務分掌)

第5条 応用開発部の事務分掌は、次のとおりとする。

- 一 中期計画に基づき開発活動を行うこと
- 二 開発計画及び開発予算等に関すること
- 三 研究成果を事業化するための開発に関すること
- 四 開発活動の進捗管理及び庶務的事項に関すること
- 五 開発成果等の発信、広報活動に関すること
- 六 開発活動において必要となる調査・その他外部委託契約に関すること
- 七 その他、開発調整事務全般に関すること

(総務部の事務分掌)

第6条 総務部の事務分掌は、次のとおりとする。

- 一 中期計画及び年度計画に関すること
- 二 当会社の財務管理、予算執行に関すること
- 三 当会社における内部統制及び監査に関すること
- 四 当会社における知的財産に関すること
- 五 当会社における人事、採用及び労務に関すること

- 六 当社における情報システムの開発及び維持管理に関すること
- 七 代表取締役の企画に関すること
- 八 当社における法務に関すること
- 九 当社における組織に関すること
- 十 当社における物品及び役務等の契約に関すること
- 十一 当社における物品及び財産の管理に関すること
- 十二 当社における文書及び捺印に関すること
- 十三 当社における庶務に関すること
- 十四 各号に掲げるもののほか、当社の業務で他のグループの所掌に属しないもの

附則 この規程は、令和2年7月1日から施行する。



別図1 科学計算総合研究所における内部組織図